

《令和7年4月からの保育所等利用申請のご案内》

二次申請

※「令和7年度 横浜市保育所等利用案内」（若草色の冊子）とあわせてご覧ください。

必ず **3～4ページ** はじめに(重要)、**7ページ** 申請にあたっての同意事項(重要)をお読みください。

二次申請

一次利用調整後、定員に満たなかった場合や内定者の辞退等で空きができた場合などに、二次利用調整を行います。二次申請の必要書類は、泉区役所こども家庭支援課にご提出ください。

泉区にお住まいの方



【二次申請受付期間】

令和7年1月6日（月）～令和7年2月10日（月）

郵送申請	締切日(令和7年2月10日(月))必着	⇒詳細は次ページをご覧ください。	参照ページ
オンライン申請	23時59分までの送信分が有効		▶利用案内 12ページ
窓口申請	泉区役所こども家庭支援課 2階210番窓口 月曜から金曜 8時45分～17時 00分 (祝日を除く) ※混雑時、長時間お待たせする場合がございます。あらかじめご了承ください。		6項(1) 二次申請

- ★ 一次利用調整で保留になった方は、自動的に二次利用調整の対象となります。
- ★ 利用希望保育所等に変更がある場合は、二次申請締切日までに必要書類を提出してください。

⚠ 次の場合は窓口で申請となります ⚠

※保育所等の所在地にかかわらず、お住まいの区役所で申請してください。

該当する人	申請について	参照ページ
個別に支援を必要とするお子さん	申請の前に、利用を希望する保育所等にご相談の上、 令和7年1月31日(金) までに泉区役所2階210番窓口にお越しください。(事前にお電話ください。)	▶利用案内 4ページ8項
医療的ケアを必要とするお子さん	申請の前に、早急に泉区役所こども家庭支援課にご相談ください。	
市外の保育所等に入所を希望する方	希望先の保育所等のある市区町村に申請締切日・その他必要書類を確認し、遅くとも該当市区町村の締切日の1週間前までに、泉区役所2階210番窓口申請してください。	▶利用案内 14ページ 7項(1)

◆ 下記に該当する方は確認事項をご覧ください ◆

該当する人	確認・注意事項	参照ページ
現在(令和6年度)保留中の方 転園を希望する方	新たに令和7年度の申請が必要です。	
育児休業中に利用申請(転園申請含む)される方	保育所等の利用が決まった場合には、利用開始月中に育児休業を終了し、利用開始日の翌月1日までに復職する必要があります。 ・きょうだい同時申請の場合、取扱いが一部異なります。	▶利用案内 6ページ ※3
	・地域型保育事業等を利用する児童が、卒園後に他の施設に進級する際には、育児休業中の事由での利用が可能です。	▶利用案内 32ページ Q14



【郵送申請について】（二次申請）

1 申請に必要な書類

- ① 令和7年度保育所等利用申請書類一式
 - ※「令和7年度横浜市保育所等利用案内」（若草色の冊子）▶▶▶16～19 ページ
 - 「令和7年4月の保育所等利用申請のご案内（泉区版）二次申請」をよくお読みいただきご用意ください。
 - ※「マイナンバー記入用紙」「本人確認書類（申請者となる保護者の分のみ）」は申請書類と一緒に郵送用封筒に入れてください。▶▶▶利用案内 19 ページ
- ② 令和7年度用「提出書類確認票（兼重要事項確認票）」
- ③ [郵送申請用]返信用封筒（110円切手貼付・返信住所・保護者氏名・児童氏名を記入・長3サイズ程度）
 - ※受付確認の書類返送用

認定・利用調整関係書類 在中		110円 切手
【返信用封筒】		
住所 〒000-0000 泉区〇〇町〇〇番地 〇〇アパート〇号		
保護者氏名	様	〇〇〇〇 11000-
児童氏名	様	

※窓口で申請を行う場合は、本人確認書類のコピー・返信用封筒は不要です（本人確認書類をご持参ください）。

2 郵送先

上記の①～③を専用封筒に入れて送付してください。

〒245-0024
横浜市泉区和泉中央北5丁目1番1号
泉区福祉保健センター こども家庭支援課
令和7年度 保育所入所担当 行

左の宛名を切り取って、封筒に貼り付けご使用ください。

◆ 申請の注意点 ◆

- ① 書類は、原本をご提出ください（※コピーでの提出を求められている書類を除く）。提出された書類は返却できません。きょうだいで同時に申請を行う場合は、きょうだい人数分のコピーを添付してください。必要書類の記入漏れ、添付書類の提出漏れがないように、特にご注意ください。
- ② 提出書類に不備がある場合でも、期限までに提出された書類に基づいて給付認定・利用調整を行います。
- ③ 郵便事故につきましては、当方では責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。（郵便の記録を残したい場合には、特定記録郵便等の方法があります）

【オンライン申請について】（二次申請）▶利用案内 13 ページ

横浜市に住民登録がありマイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからオンラインで利用申請できます。（横浜市内の保育所等の申し込みが対象）

詳しくはオンライン申請のページへ

※通信障害等の責任は負いかねますので、余裕をもって申請してください。

※申請の際には、申請データ（控え）をダウンロードしてください。

横浜市ウェブサイトの【保育所利用のオンライン申請】で検索



◆利用申請に関するQ&A◆

Q1. 郵送・オンラインで申請をした後に、区役所の窓口に行く必要はありますか？

原則として必要ありません。

Q2. 書類が届いたかどうか確認してほしい。不足書類がないか確認してほしい。

- ・郵送で申請された方には、「利用申請をされた皆様へ」を2月20日頃までに返送します。
不足書類や不備がある場合は、その際にご案内します。
- ・オンライン申請の場合には、マイナポータルからの自動返信のメールをもって受付確認とします。
(要ドメイン指定「@mail.oss.myna.go.jp」)
不足書類や不備がある場合は、メールやお電話等で連絡させていただきます。

Q3. 泉区民ですが、他区の申込みも郵送でできますか？

泉区にお住まいの方は、他の区の保育所等も一緒に申請することができます。

ただし、横浜市外の保育所等をご希望の場合は、希望先自治体の締切日をご確認の上、締切日の1週間前までに直接、泉区役所2階210番窓口で申請してください。

Q4. 郵送・オンラインで申請をしたが、希望施設を変更したい。

- ・郵送で申請された方は、「利用申請取下書(兼申請内容変更届出書)」をご提出ください。
2月10日(月)(郵送は必着)まで追加提出を受け付けます。
- ・オンライン申請の場合、申請内容の変更や取下げなどのお手続きの方法について、申請完了後に自動送信されるメールでご案内します。

Q5. 提出締切日までに書類が間に合わないののでFAXで送りたい。

FAXでの受け付けは行っておりません。



【利用申請に必要な書類について(留意事項)】

▶ **利用案内 16~19 ページ** をご確認ください。

※保育を必要とすることを証明の書類の提出がない場合には、「求職中」と同等の取扱いとなります。

※提出した書類は返却できませんので、コピー等をとって保管することをおすすめします。

【その他】

・証明書類のコピーの取り扱いについて

コピーの提出が求められている以外の証明書類は、**すべて原本のご提出が必要です。**

ただし、きょうだいで同時に申請を行う場合は、きょうだい人数分のコピーを添付してください。

・分園を併設する保育所の申込みについて

クラス(実施年齢)によって、本園と分園に分かれています。保護者の方が選ぶことはできません。利用申請は、希望園名のみをお書きください。(本園と分園を別々に申請する必要はありません。)

・令和6年度市民税が未申告の場合、所得が確認できないため、利用調整で劣後する場合があります。

収入がない方であっても、原則として市民税の申告は必要です。▶ **利用案内 18 ページ**

【泉区役所からのお知らせとお願い】



■ 給付認定保護者について ▶ [利用案内 9 ページ\(2\)](#)

きょうだい児がいる場合は、原則、同じ保護者で申請してください。
一度決定した給付認定保護者を変更する場合は、変更前の給付認定保護者の同意が必要になるなど、通常の認定変更とは異なる手続きが必要ですので、給付認定保護者として申請書に記載する保護者の方を決定する際には、くれぐれもご留意の上、申請してください。

■ 利用内定後に他の保育所等を希望する場合 ▶ [利用案内 15 ページ 8項\(6\)](#)

利用内定後に他の保育所等を希望する場合には、令和7年5月入所以降の利用申請が必要です（内定した保育所等に入所した場合は、転園申請）。

※[年度途中の利用を希望する場合](#) ▶ [利用案内 13 ページ 6項\(2\)](#)

■ 令和6年度の申請をしている方（保留中の方も含む） ▶ [利用案内 15 ページ 8項\(4\)](#)

令和7年4月からの利用申請をした後、令和6年12月～令和7年3月利用開始の保育所等に内定し、その保育所等を利用する場合、令和7年4月からの利用申請の取り下げが必要です。

■ 転園申請をする方・転園申請をしている方 ▶ [利用案内 15 ページ 8項\(5\)](#)

転園が内定した場合は、内定を辞退した場合でも元の保育所等に戻することはできません。元の保育所等に戻るためには、改めて転園申請が必要となりますので、注意してください。

■ 受入可能数について ▶ [利用案内 31 ページ 15 項 Q1](#)

空きのない保育所等でも、在園児の退園等で空きが出た場合、受入可能数が変動する可能性があります。利用の希望があれば申請を行ってください。

■ 利用希望施設について ▶ [利用案内 31 ページ 15 項 Q4](#)

利用が決まった場合に、通うことができる施設をご記入ください。なお、より多くの施設・事業をご記入いただいた方が、入所の可能性は高まります。

■ その他、困ったこと・わからないこと・不安なことがありましたら、保育・教育コンシェルジュにご相談ください。




横浜市子育て応援アプリ「パマトコ」からご予約できます。

（下記③二次元コード内にリンクがあります。）

※「パマトコ」のご利用にはアカウントの登録が必要となります。

※ Android と iOS のアプリもご用意しています。各ストアからダウンロードをしてご利用ください。

★Web サイトのご案内

① 保育所等利用案内	② いずみっこひろばうえぶ	③ 保育・教育コンシェルジュ相談
保育所等の入所についてのご案内やお知らせを掲載しています。（入所可能人数も掲載します。）	泉区内の保育施設や幼稚園を紹介しています。	申請で心配なこと、わからないこと等のご相談を伺います。 (要予約)
		

※「令和7年度横浜市保育所等利用案内」の[39 ページ](#)にも利用申請に関する情報が掲載されています。



お問合せ先 〒245-0024 横浜市泉区和泉中央北5丁目1番1号

泉区福祉保健センター こども家庭支援課 保育所入所担当

電話：045-800-2413（平日8：45～17：00） FAX：045-800-2524